

新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令5年12月13日(水曜日)
午前11時00分～午前11時55分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長 三 好 睦 子 副委員長
 荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
 高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
 猶 野 智 和 委 員 坪 井 康 男 委 員
 杉 山 武 志 委 員 村 田 弘 司 委 員
 藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
 田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 志 賀 雅 彦 副 市 長 市 村 祥 二 建 設 農 林 部 長
 中 村 壽 志 建 設 農 林 部 次 長 野 村 知 司 建 設 課 主 幹
 廣 中 剛 建 設 課 副 主 幹
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前11時00分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまから、新庁舎等建設特別委員会を開会いたします。
議長、報告等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 特にございませぬ。

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、早速、本日の調査事項に入ります。

美祢市立地適正計画についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。

廣中建設課副主幹。

○建設課副主幹（廣中 剛君） それでは、美祢市立地適正化計画素案につきまして、説明をさせていただきます。

この立地適正化計画は、平成26年の都市再生特別措置法、こちらの一部改正により、都市計画区域内において、住宅及び医療、福祉、商業などの都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、市町村が策定することができる計画とされており、県内でも13市中10市が既に策定をされております。

本市では、令和4年度から作成を始め、これまで、庁内の検討委員会を4回、そして、大学教授や関係団体の代表者などで構成する協議会、この協議会では、オブザーバーといたしまして、国と県の職員に同席をしていただいておりますが、こちら協議会を4回、そして市内事業所との意見交換会を1回、そして都市計画審議会を1回開催し、このほど、計画素案がまとまりましたので、内容について、御報告をさせていただきます。

なお、本日は、計画素案としまして、概要版、そして本編、2種類を御用意させていただきますが、ここでは、概要版により説明をさせていただきます。

計画書の1ページを御覧願います。立地適正化計画の概要についてであります。

全国の多くの都市同様に、本市においても、人口減少や少子高齢化が進展をしており、今後20年間で総人口が約3割へ減少するといった推計値が示されております。人口減少を抑制するために、本市でも様々な取組を展開しておりますが、全国的な傾向や現状における本市の年齢構成などを考慮しますと、今後もある程度の人口減少は避けられないものと考えられます。

今後、地域全体で、仮に満遍なく人口減少が進んだ場合、一定の人口集積であることで、これまで維持されてきた医療や商業をはじめとする生活サービス施設が減少し、市民生活に必要なサービスが提供されなくなってしまうことが懸念をされま

す。

そのため本市では、将来都市構造として掲げております集約型都市構造の構築を進め、市民生活や市財政への影響に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、この立地適正化計画を策定をいたします。

次に、本計画の一番下段でございますが、本計画では、市の中心部に都市機能誘導区域を設定し、生活サービス施設を維持誘導してまいります。この都市機能誘導区域は、市街地はもちろんでございますが、田園、中山間地域も含めた地域全体の生活を支える、言わば、生活サービスの提供基地のような役割を担っております。

次に、都市機能誘導区域への周辺では、居住誘導区域を設定し、生活サービス施設を支える人口集積を維持していくことを目指します。

この居住誘導区域は、将来にも一定の人口集積を維持することを目指しますが、都市機能誘導区域に近接をしており、公共交通の利便性も比較的高いことから、自家用車の利用が困難な市民の生活の場所となる受け皿としての役割も担います。

加えて、近年の豪雨災害の頻発、激甚化などの状況を踏まえ、災害に対する危険性が高い場所に、市街地が拡大していくことを抑制する意味合いもございます。

そして、都市機能誘導区域内には、中心部への立地が必要と考えられる都市機能増進施設として、誘導施設を設定してまいります。立地適正化計画は、居住や市民生活を支える都市機能を設定した区域内に、緩やかに誘導していくものでございます。

本市では、令和6年度から令和25年度までの20年間を計画期間として設定し、全ての市民を強制的に、区域内に誘導するのではなく、むしろ、田園、中山間地域などでの生活も含めた多様な住まい方を将来的にも支えていくこと。人口減少や、将来、少子高齢化が進む中でも、安全・安心、そして快適に暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めていくことを目指しております。

続いて、2ページを御覧願います。

立地の適正化により解決すべき課題についてでございます。

ここでは、課題を大きく3つに整理してございます。説明は割愛をさせていただきます。

続いて、3の地域別のまちづくりの考え方についてでございます。

上記2で掲げた課題に対応するためには、生活サービス施設の集積状況や特有の

産業、自然、歴史など地域の持ち味を生かし、美祢・秋芳・美東の3地域が協力して対策を講じていくことが必要でございます。

そこで、本市では、地域ごとに拠点を形成し、居住や生活サービス施設をある程度集約し、利便性を確保しながら、各地域との連携を強化することで、市全体でコンパクトかつ持続性のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

各地域が担う役割は以下の通りでございます。

続いて3ページを御覧願います。

4の美祢市立地適正化計画の基本的な方針についてでございます。

まちづくりの方針を育む、つなぐ、備える、この3つとし、施策誘導方針として、以下のとおり設定をしております。

続いて、5の目指すべき都市の骨格構造についてでございます。

こちらは、美祢市都市計画マスタープランなどに既に掲載をしておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

続いて、4ページを御覧願います。

6の居住都市機能誘導の考え方についてでございます。

今後、人口減少等の進行が予測され、持続的なまちづくりが求められる中、持続可能なまちづくりを実現するためには、ある程度絞った地域に焦点を当て、求心力、にぎわいのあるまちを形成することが必要と考えます。

そこで、本市では、美祢・秋芳・美東地域の担う役割を踏まえ、本市の中心を担う都市拠点に居住、そして都市機能を誘導いたします。

また、秋芳・美東地域は、各地域の日常生活や地域活動を支える地域拠点としての役割を担っておりますが、法制度上、立地適正化計画は、都市計画区域外が対象となっていないことから、本市独自で、地域拠点エリアを設定し、居住や都市機能を確保してまいりたいと考えております。

次に、7の居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定についてでございます。

こちらでは、上記6の考え方を踏まえ、各区域設定に関する考え方を載せております。

まず、居住の区域でございますが、一定の人口集積や生活サービス施設の集積、さらには、鉄道駅やバス等の公共交通が確保されているような場所を対象に設定をいたします。

次に、都市機能誘導区域でございますが、既に一定程度の都市機能が立地集積し、鉄道駅や路線バスなどの公共交通が確保されている場所を対象に設定をいたします。

なお、各区域の詳細な設定手順などにつきましては、計画書本編に掲載をしておりますので御参照願えたらと思います。

続いて、5ページを御覧願います。

こちらでは、これまでの考え方などを踏まえ、各区域を図面に落とし込んでおります。オレンジ色が居住度区域、青色斜線が都市機能誘導区域となっております。

なお、都市機能誘導区域の中央を流れる厚狭川、伊佐川河川沿いでございますが、危険家屋倒壊等氾濫想定区域の設定をされておりますが、単純に区域から除外してしまいますと、一体的なまちづくりは存在しかねないことから、都市機能の立地は供用いたしたいと考えております。

また、青色の線で囲まれております区域でございますが、現在、大規模小売店舗、金融機関、診療所など、都市機能の集積が見られますが、都市機能誘導区域などの設定は、用途地域が基本となっており、現在本区域が用途地域に指定されていないことから、このたびの計画では、区域から除外をしております。

しかしながら今後、用途地域の設定などを行った際には、都市機能誘導区域への編入について検討してまいりたいと考えております。

続いて、8の誘導施設の設定についてでございます。

こちらでは、都市機能誘導区域や次の項目で説明をいたします地域拠点エリアに集積を図る誘導施設について整理をしております。

なお、今後も、公民館などの周辺に立地が必要とされる、例えば小規模な小売店舗などの施設につきましては、誘導施設から除外をさせていただきます。

また、各施設の定義についてでございますが、こちらにつきましても計画書本編に載せておりますので、そちらを御参照願います。

続いて、9の地域拠点エリアの設定についてでございます。

秋芳・美東の地域拠点が担う役割や、目指す姿を踏まえ、人口や都市機能の集積状況や、誘導にふさわしくない農用地区域、さらには危険区域などを考慮し、エリア設定をしております。

なお、美祢地域と同様に、河川沿いに存在し——存在する家屋倒壊等氾濫想定区域につきましては、単純にエリアからこちらを除外してしまいますと、一体的なま

ちづくりを阻害しかねないということから、都市機能の立地は、共有したいと考えております。

各エリアの区域図面につきましては、以下の通りでございます。

なお、こちらにつきましても詳細な設定手順につきましては、計画書本編を御覧願います。

続いて、6ページを御覧願います。

10の誘導施策についてでございます。

ここでは、これまで整理した3つの施策誘導方針を踏まえ、施策の方向性を4つに整理し、さらに施策として、11に分類をしております。

なお、計画書本編では、さらにこの11の分類を49の施策に分けて載せておりますので、御参照願います。

また、本計画は、都市計画におけるマスタープラン、いわゆる基本計画として位置づけておりますので、施策は概念的な記述にとどめておりますが、今後本計画の実現に向けて、随時具体的な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、11の届出制度についてでございます。

居住誘導区域や都市機能誘導区域の区域外における住宅開発、また、誘導施設の整備の動き、さらには、都市機能誘導区域内に立地している誘導施設の休廃止の動きなどを把握するため、本計画では、届出制度を設けてございます。

以下に届出の時期や届出の対象となるものなどを載せております——載せておりますので、御参照願います。

続いて、7ページを御覧願います。

防災指針についてでございます。

近年全国各地で、豪雨により浸水や土砂災害、地震等の大規模災害が発生しており、我が国でもこうした頻発、激甚化する自然災害への対応が喫緊の課題となっております。そのため、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画の新たな記載事項として、防災対策を記載するこの防災指針が位置づけられました。

本市では既に、美祢市地域防災計画や美祢市国土強靱化地域計画などを策定しておりますので、これらの内容を踏襲し、記載をしております。

説明は割愛をさせていただきます。

続いて、8ページを御覧願います。

目標値の設定についてでございます。

本計画の評価指標や目標値は、居住誘導、都市機能誘導、公共交通、そして防災・減災の4つの事項により、設定をしております。

まず、1つ目の指標でございます。

居住誘導区域は、人口減少下にあっても、一定の都市機能を維持できる人口を維持することが求められます。そのため、居住誘導に関する進捗状況を評価するに当たっては、居住誘導区域内の人口を評価指標として設定し、目標値は、現状維持するよう設定をしております。

続いて、2つ目の指標でございます。

都市機能誘導区域は、市民や市外の方が利用する様々な生活サービスが充実していることが求められます。そのため、都市機能の誘導に関する進捗状況を評価するに当たっては、都市機能誘導区域内の誘導施設数を評価しようとして設定し、目標値は現状維持するよう設定をしております。

続いて、3つ目の指標でございます。

公共交通では、都市拠点と地域拠点、また、地域拠点間、さらには各拠点と市内各地などを結んでおり、今後も一定の利用を維持していくことが求められます。そのため、交通ネットワークの確保、維持の状況を評価するに当たっては、1日当たりの公共交通利用者数を評価指標として設定し、目標値は現状維持するよう設定をしております。

最後に、4つ目の指標でございます。

防災指針に示した取組などに基づき、今後、本計画では、災害危険性の高い区域から、災害危険性の低い区域へ誘導を進めていくこととしてございます。そのため、防災・減災に関する進捗状況を評価するに当たっては、災害ハザード区域内に居住する人口の割合を指標として設定し、将来的な人口減少を踏まえた上で、住宅等の建築が規制されるレッドゾーンに居住する人口の1割をレッドゾーンの外へと誘導することを、目標値として設定をしております。

そして、最後でございますが、立地適正化計画の見直しについてでございます。

計画の推進に当たっては、今後5年ごとに計画内容について評価を行い、目標の達成状況や施設の実施状況等の把握を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこ

ととしております。

以上が美祢市立地適正化計画の素案となります。

なお、今後の予定でございますが、本委員会での説明報告を今月下旬から来月中旬にかけて、パブリックコメントを実施し、その後、都市計画審議会などを経て、今年度内の計画策定を予定をしておるところでございます。

以上、美祢市立地適正化計画素案についての説明を終わります。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、御質疑等ございましたらお願いいたします。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 大変すばらしい適正化計画であると思います。非常に高く評価したいと思います。

そこで、質問ですけれども、それぞれの項目ごとに、誘導という言葉をしつこくお使いになってます。こういう誘導という言葉は、こういう計画では、今まであまり聞かなかったと思います。ですから、この計画の一番ポイントっていいですか、みそはね、この誘導ということだと思えます。誘導というのは普通言えば、どうぞいらっしゃって、導きあれすると、いざなうということなんですがね。具体的に今、立案者がですね、誘導という言葉で、どのような、ある種のパワーがないと駄目なんです。どういうパワーっていうか、具体的なイメージ、誘導するというイメージについて、ちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。

この立地適正化計画では、誘導という言葉を使っております。これは、長い時間をかけて、ゆっくりと緩やかに、人を集めていくという性質から、誘導という言葉を使わせていただいております。

急激に人を集めると、そこに集まってきていただく地域の方たちに対しましては、生活等の低下、あるいは、そういったところが懸念されることからゆっくり緩やかにという言葉を使わせていただいているので、誘導という言葉にさせていただきます。

これは立地適正化計画をつくるどの団体も、こういう言葉を使ってるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 急がず、慌てず、ゆっくりと、大変すばらしいことだと思います。

それでもう1つ、これは重要な質問ですけれども、この計画立案に当たって、美祢線の存否っていうのは、頭にあるんでしょうか。ないんでしょうか。美祢線なんか関係ないよということなんでしょうか。やっぱりその復旧が前提だということでしょうか。お伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 廣中副主幹。

○建設課副主幹（廣中 剛君） 坪井委員の御質問にお答えをいたします。

概要版の5ページを御覧いただけたらと思います。

こちらの8誘導施設の設定の中でございますが、公共交通結節機能という項目がございます。

こちらの都市機能誘導区域、縦の列ですね、そして横の列、交通拠点施設、ここはいわゆる美祢駅をしてございます。

ですので、今後もしっかり、確保してまいりたいという意思表示を、ここでしっかりさせていただいておるところでございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、御質問等お願いいたします。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 素朴なっていうか、今、根本的な質問なんですけれども、今、この美祢市立地適正化計画をおつくりになってますけれども、これは、例えば農業でいくと、地域計画っていうの、これはもう一応法律で、いつまでにつくれとかいうふうなことで、ある意味、転嫁された計画がありますけれども、この立地適正化計画っていうのは、そういう意味で、国土庁かどっかからか何か、こういうのをつくりなさいという義務化された計画なのでしょうか。

それとも、将来の美祢市を考えたときに、やはりこういう計画が、どうしてもまちづくりが必要だということで、自主的に市でつくられたものなのか、そこはどなたですかね。

○委員長（秋枝秀稔君） 廣中副主幹。

○建設課副主幹（廣中 剛君） 藤井委員の御質問にお答えをしたいと思います。

平成26年の都市再生特別措置法、この一部改正により、新たに、第81条、こちら

に各市町村ができることとなった計画でございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、おっしゃる都市再生特別措置法ですか。これは、この法律何条かに基づいて、つくることが義務化されてるんですか。それともそれはあくまでも、いわゆるつくりなさいよということなのか。というのが、やはりこういうのを何か、補助金をもらうっていうかいうしたときには、必ずベースとなる、しっかりした計画をつくれっていうのが大体官僚というか、国の考えることですよ。

で、やはりこういうのをやろうと思うといろいろ、例えば施設を更新する、あるいは新たにつくるということになってくるとお金が要るし、その財源的に——もう市の財源だけじゃとてもじゃないけど、やらない。だからやっぱりそういうのを、国から引っ張ってくるんだというふうなことで、それやろうと思ったらやっぱり、まず計画があるというということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

義務ではありません。市町村に委ねられて、作成することができる計画ということでございます。

まちづくりに関して、やはり今人口減少といった中で、生活、サービス施設が維持できるように、人を誘導していく、施設を誘導していくということに、美祿市も取りかからないと、現実、非常に危機感を感じているところでありますので、このたび、作成に至っております。

この計画をつくった暁には、やはりまちづくりに関する事業が取り組めるようにはなっております。その活用をしながらですね、よりよいまちづくり、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の御説明は、要は、この計画をつくることで、いろんな補助金というか——が、引っ張ってこれるということですかね。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

補助金を活用できるようになります。補助金だけではなくてですね、やはり一番大事なのは、医療と商業、このスケールをいかに維持していくかというところがございますので、なるべく人口、今ある人口を区域内の人口を維持していくように努めていくというのが一番、計画の意図でございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、御質疑等は。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ということになれば、正直この計画は、確かに、こうなったらいいなあというふうな、それは分かります。

ただ、じゃあ具体的に本当に人口を維持しようというか、今もう500、毎年500人とかですね、そういうので、確実に減ってるわけですよ。この件については、一般質問のときでもいろいろ議論がありますけど、要は、住んでる若い人っていうか、結婚する人、あるいは子ども云々がやっぱり生まれてこない、あるいは外から定住者がいないということですよ。

だったら、こういうことで都市機能を中心にしてとか言っても、本当に、これを具体的にね、施策をして、どういうふう維持してっていう観点から見ると、はっきり言えば何ひとつ具体的な、そういうのはないんじゃないかなというふうに思うわけですよ。そういう観点で、一応計画がつくられまして、5年ごとに見直しをされると、目標もつくられてます。

ただし、この目標も基準があって、ほとんど、将来もその基準をキープしようということですけども、実際、本当にこの居住区域内の人口にしたって、多分、令和2年度が4909、今5年ですけども、多分この数字っていうのは、丸々ぐらいつていうか、かなり本当はもう落ちてるんじゃないかなと思うわけですよ。

そういう意味で、この計画つくったから、全てこの全人口減少止められるとかいうことではないとは思いますが、何か、もっと本当に、じゃあ具体的に、この計画に基づいて、例えば今年、あるいは来年、じゃあ何を施策としてやりますっていうのは、どこかあるんですかね。その辺ちょっともう、最後、お聞きしたいと思いますけど。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

概要版の6ページをお開き願えればと思います。

10に誘導施策ということで、一番右側のほうに、11項目の大分類、これが、まだマスタープランの状態ですから、より具体的なところというのは、予算も伴うことですし、今のこの中では申し上げることはできませんが、各種施策を検討し、このエリアに、人が住み続けていただけるような施策を入れていくということを考えております。

併せまして、まちづくりの整備についても、魅力を高め、人が住んでみたいなど思えるようなまちづくり、こちらも併せて行いながら、魅力を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） この今、計画をしていただいて、以前あったコンパクトシティという考え方があったと思うんですが、その考え方が見え隠れしてるというようなイメージがあります。

これが、先ほど話があった誘導という言葉の中にあるんだと思うんですが、商工業のエリアを決めたりとかするのは、よくある話なんですけど、この住居のところを誘導していくというのは非常にどうなのかなと思うところがあります。住居をどこ住むっていうのは、もう住民自由自在なので、コントロールできるのか。周辺地域の人たちを、行政効率をよくしたりとか、経済的に市の負担少なくしたいというので、中心部に集めていきたいということなんでしょうけど、多分、周辺地域に住む人は、中心地に行くぐらいなら、山口市とか下関とかの周辺市町のほうに行っちゃうんじゃないですかね。すごく、これはすごく何ていうか、理想ではあるんですけど、リスクのあるというか、どうせ、経済効率が悪い美祢市に住むぐらいなら周辺市町に住んだほうがいいんじゃないのっていう結論にいつちやうような気がするんですね。もっと言えば、山口県に住むぐらいなら広島とか福岡に住んだほうがっていう。

です。この住居の誘導という思想は、前のコンパクトシティのときも思っていましたけど、うまくいくのかどうか、もしかするとこの計画自体が地域を壊すことになりかねんのではないかと。

逆に、その周辺地域に、今、ずっと住み続けやすいような状況をつくってあげるのが本来の形なのではないか、いろいろこの届け制度とかいろいろあって、中心地域に誘導するためにメリットをいろいろつくっていくんですけど、裏返せ

ば周辺地域に、住みづらくなってしまうんじゃないかという不安があるので、その辺りはどう考えてらっしゃるのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの猶野委員の御質問にお答えいたします。

居住誘導ということでございます。あくまでも、先ほど申しましたけど、ゆっくり緩やかにってのはまず大前提です。

で、美祢にお住まいの方を集めるという感覚よりは、どちらかという、やはりいろいろな地域の方に対象にゆっくり緩やかに、美祢市に、利便性のいいところに住みたいなというふうな、思っていただけの地域にしていくということなので、集める対象というのを、あまり誘導という言葉を使ってるように、限定的な思いはありません。むしろ美祢市の場合は、中山間地域であり、田園地域でもあり、各種いろいろな生活拠点で生活されているところですので、そういった方たちを中央に集めるという概念はあまり持っておりませんので、しっかり今生活されているところで住んでいただければと思います。

そのかわりに、公共交通ネットワークで結ぶと、コンパクトプラスネットワークという観点が必ずそこに存在してまいりますので、より便利になるようにしなければいけません。医療と福祉がこの町からなくならないように、ゆっくり緩やかに人を維持していくというような観点でございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 秋芳町でも割と、外から移住してこられる方が住んでらっしゃるのは、どちらかという、周辺、秋芳町の北部だったりとか、今計画されてる中心街以外のところに住みたいということで、来られてる方も多いと思うので、そういう方が来られる魅力的に——例えば空き家対策とかで今、別な課でいろいろチェックされて空き家を活用していこうという考え方と整合性がとれるのかと、その辺りも含めてですね、できれば満遍なく美祢市に今、住み続けていただきたい、耕作放棄地がなくなったりとか、そういう鳥獣が出てきてすみかになってしまうというのも全てやっぱり、人が住まなくなってくるからだと思うので、そういう関係も含めて、根本的な考えではなくて、将来的には、自動運転とか、あとインターネッ

トの普及とかで距離があんまりなくなれば、問題はないと思うんですが、それが可能になるまでにまだしばらく時間かかると思いますので、その間に下手に周辺地域住みにくくなって、地域が壊れないように、そのあたりは慎重に話を進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） プランができて、私の心情なんですけど、長年住みなれた家ですね、不便なく人生を終えていただきたいという思いで、いろいろ議員活動を取り組んでおまして、今回のこのプランは、中心地へ人口集積するならば、公的なサービス、公共交通網ですとか、公的な施設っていうのは対応しやすくなりますし、公的施設を設置する上でこういう考えでいるっていうことであれば、それはそれでよかろうと思うんですが。

今、猶野さんもお話しされたと思うんですが、中心地等居住誘導等を行うことは、長年住みなれた家での生活が困難となる、また、移住者の呼び込みなどもできなくなってくるんじゃないかという弊害を感じております。

それに、この居住誘導という言葉が、それほど重くとっていただきたくないというお話でしたけど、聞き方を間違えると、高齢者に家の建て替えを求めるものなのかっていうことにも聞こえますし、それよりは、満便ない公共交通網の整備により、住みなれた家で、しっかりと生活していただくっていうほうが合理的じゃなかろうかと。また、プランの中には、公共交通網に関することがあんまりうたわれてないのに今、公共交通網というお話が出たというところもいかなもんかなと思っております。山間部って言いますか、離れたところの生活を切捨ててるようにも私は捉えました。居住しておられんとですね、今、猶野委員も言われましたけど、住んでないと、田畑、耕作者がいなくなって荒れちゃうんですよね。そういったこともあります。

で、この中に都市計画ですとか、居住区誘導区域っていうのがあるんですが、都市計画区域の中に、居住誘導区域が設定されている点を見ましたらですね、秋芳の一部と、美東地域全域が居住誘導から除外されておまして、過疎化が進むんじゃないかと、逆に思いました。

それに届出制度ですね、居住誘導都市計画区域における届出制度っていうのが、

逆に町の発展を阻害するしかないんじゃないかなと。これらをいろいろと考えますと、猶野委員からも出ましたけど、崩壊しかねないんじゃないかなっていう危機感を感じましたので、ちょっとお伝えしておきたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと1ページの真ん中あたりに、少し繰り返しになる部分もあるんですけども、この立地適正化計画をすることで、どのように変えていくかというところがまず書いてございます。

まずは美祢市、市街地においても空き地、低未利用地、こういったのが増えてきておりますので、こういった有効活用、そして、地域特性を生かして、都市機能とか、そういう生活利便性を向上させる、にぎわいを創出する、生活サービスを楽しんで、交通ネットワークの構築をしていく。あるいは、市民や来街者の交流を促進するための交通ネットワークの形成等ということで、人口減少、高齢化に向けて、生活し続ける要素を維持していこうという内容でございます。

あくまでも、ゆっくり緩やかに時間をかけてっていうところが大事なのと、あくまでも、美祢市に住んでる方を集めるという概念はあまり持っておりませんので、しっかり生活拠点で、公民館単位で、生活拠点あるわけですが、そういったところでしっかり今の現状の生活が低下しないように持っていくのも一つのまちづくりだとは思っております。そういった中で、公共交通ネットワークの役割は重要だと考えております。記述が少ないということでございました。限られた計画の中で、公共交通の記載は実際少ないかもしれませんが、今言うように、立地適正化計画の意味合いは、公共交通を生かしながら、まちづくり、美祢市全体を対象として、まちづくりを進めていくという考え方ですので、御理解をお願いしたいと思います。

届出制度についてでございます。こちらについても、なぜ届出していただくかと申しますと、大きなスーパーなどが建てたい、美祢市で営業したいというときに、一言声をかけていただくと、例えば、中心市街地でこういう空きスペースがありますよとか、あるいは、美祢市の中心部に来たらこういう施策がありますよとか、今からまちづくりをこういうことをするということを考えてますよとか、市の考え方とか意見を申せる場をつくるという意味でございまして、それが、建てたいと思ってる所をいけないというわけでは全くございません。届出していただいて、市

の考え方なり、こういう施策ありますよという情報提供するようなところでの届出制度、ですから、家を建てるのに一々届出するというのもございませんですし、どこで建てられる、規制がない、規制がある、あるところは別ですが、どこでも居住スペースを取られて結構なんですけれども、大きな住宅地、あるいは、3戸、4戸あるアパートとか、そういったところを建てたいというときに、建設課のほうに申出てもらって、市の考え方をお伝えし、それでも、そっちがいいんですというところは、それはもうそれで問題ないというそういう届出制度ですので、自由度というのは、十分あるような中身になっておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今、今お話の中でですね、土地の有効活用という言葉が出ました。これ中心地の土地を充実させるっていう、それしかなってないんじゃないかと。現に、現在荒廃農地がどんどんどんどん増えている状態ですので、そこを有効活用するっていうですね、そちらのほうを考えるべきじゃないかなと思います。

それから、今届出制度の話もありましたが、まちの考えを御提言させていただくというために、届出制度というお話をされましたが、逆に中心地には、この届出制度が不要となって、中心地は、市の考え方も何もなく、どこへ建てちゃってもいいですよと、届出不要となっている中の言われることに、一貫性がないなという思いがしました。何かそれに対して、御答弁があればお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

まず、居住に関してですが、ここの根底にあるのは生活施設——生活サービス施設、特に言う医療とか、商業とか、そういったところが撤退しないようにある程度の人口密度といいますか、そういったのが必要ということで、先ほども申しましたけれども、美祢市民の方がどこで、今おられるところでお住まい——住み続けていただくことに関しては全然問題ないということで、御理解いただければと思います。

それと中心地、届出制度についての中心部での届出が要らないということがございます。開発行為とか、建築確認とか、商業施設なら、大きなものは特に開発しないといけないので、そういう届出があるときに、十分、そういう情報提供等ができ

ようかと思っておりますので、そういう対応の方法で、情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 建築確認申請とか出た際に、市のお考え等を出されるという、これは居住急増区域においても、都市計画区域においても、大規模なものを建てれば、お会いするわけですから、わざわざこの地域だけ届出をさせるっていうのも一貫性がないんですよ。またいろいろお考えもありましようから、再度お考えになれる時に一考いただければと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、御質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですかね。 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本日の予定の調査事項は以上であります。その他、委員の皆様から何かございましたら、御発言をお願いいたします。荒山委員。

○委員（荒山光広君） 今日はこれの説明だったんですけど、前回、今日は、関係の職員、来ていらっしやらないかもしれませんが、各秋芳総合支所、美東総合支所のパースの説明がありました。その中でちょっと気にかかった部分があるので、意見として取上げていただけたらと思うんですが。

今、この新庁舎ができて、イメージ的に白黒赤、受付のところなんか赤であります。

パース見ますと、美東のほうは、総合窓口のところちょっと赤いイメージがあって、秋芳のほうは、ちょっとその赤が見当たらないんですよ。

ですから、言いたいのは、本庁があつて、総合支所が2つあつて、いわゆる市のイメージとして、統一というか、イメージが少し統一できるようなデザインとか、その辺が今後、秋芳支所の総合窓口のあたりにできればいいなということで、まだ、何かの機会にお伝えいただけたらと思います。意味分かります。

○委員長（秋枝秀稔君） 副市長。

○副市長（志賀雅彦君） 今、まちのイメージということだろうかと思いますが、今設計会社が設計しておりますパース図につきましては、設計会社の思いもあろうかと思いますが、今後その辺のイメージにつきましては、なるべく統一をするように

ということで、総合支所の建設についても協議をしてみたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。その他、何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） ないようでしたら、本日の特別委員会を閉会いたします。
お疲れでございました。

午前11時55分開会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月13日

新庁舎等建設特別委員会委員長